

平成28年11月に改正港則法が一部施行され、「雑種船」が「汽艇等」となり、対象範囲が変更されます。

雑種船の名称及び対象範囲の変更 (港則法第3条第1項)

【改正前】

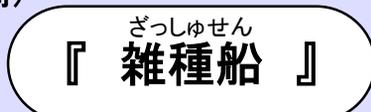
この法律において、「**雑種船**」とは、**汽艇**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。



【改正後】

この法律において、「**汽艇等**」とは、**汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

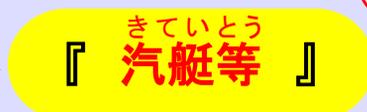
(改正前)



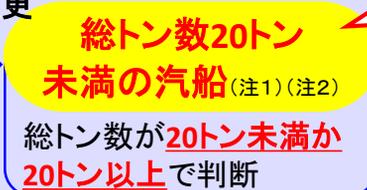
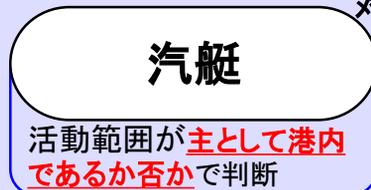
名称の変更



(改正後)



対象範囲の変更



対象がより明確になります

(注1) 「汽船」は動力船の総称です。

(注2) 長さには関係なく、総トン数が20トン以上であれば、「汽艇等」には含まれません。

この改正により、主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港内を航行するときは、「**汽艇等**」となります。

また、主として港内で活動していた総トン数20トン以上の動力船(タグボート、遊覧船等)が、港内を航行するときは、「**汽艇等**」以外の船舶となります。

「汽艇等」、「汽艇等以外の船舶」に適用されるルール等

【新たに「汽艇等」となる船舶に適用されるルール】

- ・港内での避航義務(港則法第18条)
- ・みだり係留の禁止(港則法第9条)



【新たに「汽艇等」以外となる船舶に適用されるルール】

- ・港に出入する際の航路航行義務(港則法第12条)
- ・移動の制限(港則法第7条)
- ・修繕、係船届の届出義務(港則法第8条)



● なお、義務・免除規定(ルール)の内容については、これまでと変更はありません。

【お問い合わせ先】

第三管区海上保安本部 茨城海上保安部交通課 029-262-4106